

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2699号)

令和3年12月22日

横情審答申第2699号

令和3年12月22日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和2年1月23日教北指第506号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「(1) 特定年月日1 SCへの聞き取り」ほか20件の個人情報一部開
示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「(1) 特定年月日1 SCへの聞き取り」ほか20件の別表1に示す保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和元年10月4日付で行った「(1) 特定年月日1 SCへの聞き取り」ほか20件の別表1に示す保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件保有個人情報のうち、本人開示請求者以外の個人の発言の内容・記録及び発言の内容が推測できる記載の部分については、本人開示請求者以外の個人の情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することはできないが、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第22条第3号に該当する。

また、当該部分は、開示することにより、今後、実態の把握や適切な対応を講ずることに支障を及ぼすおそれがあるため、条例第22条第7号にも該当する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関が一部開示とした当該文書の内容は、本人に係る内容で、非開示とすると、本人が教諭に暴力を受けた事実関係並びに経過を正確に把握できなくするものである。
- (2) 個人情報開示請求を行ったが、開示内容では、正確な事実関係を把握できないものであること、事実関係の詳細な把握は、本人の人権に関わる重要な内容であるため、全部

開示が必要と考える。

- (3) 個人情報開示請求で確認した、体罰に関する報告書は、事実と違う内容があるだけでなく、保護者に確認もなく、体罰と思われる内容を2点だけにし、学校や北部学校教育事務所が調査した内容も必要な部分は省略されるなど、不十分な内容であった。
- (4) 請求人は本人の保護者である法定代理人であり、本人と同等の権利を有するため、一部開示とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っている。

5 審査会の判断

- (1) 体罰と思われる事案が発生した場合に係る事務について

横浜市では、市立学校における体罰の未然防止に取り組むとともに、体罰が起きた場合の徹底した実態把握と早期対応、再発防止に向けた対策等の取組強化を図っている。

学校管理下において、児童・生徒への体罰と思われる事案が発生した場合、校長は、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条に基づき「体罰に関する報告書」を作成し、小学校、中学校及び義務教育学校の場合には方面別の学校教育事務所指導主事室に、高等学校の場合には学校教育企画部高校教育課に提出することで報告する。

校長が体罰に関する報告書を作成するに当たっては、関係者から実態把握のため聞き取り調査を行うが、この聞き取り調査は、学校教育を支援する立場から、方面別の学校教育事務所及び人権健康教育部人権教育・児童生徒課の職員も同席することがある。

- (2) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、審査請求人が、横浜市立特定小学校の特定学年特定組1において、担任であったA教諭から体罰を受けたとされる事案（以下「本件事案」という。）に係る体罰に関する報告書を作成するに当たり、B校長又は学校教育事務所等の職員が関係者に実施した聞き取りの記録等であり、別表1の個人情報1から個人情報21までで構成される。

- (ア) 個人情報1は、本件事案に関してCスクールカウンセラー（SC）から聞き取りを行った記録であり、実施機関の質問とそれに対するCスクールカウンセラーの回答が質問項目ごとに記載されている。
- (イ) 個人情報2は、本件事案に関してD児童支援専任教諭から聞き取りを行った結果をまとめた文書であり、本件事案に関連する月日、時間及び場所、審査請求人の保

護者が学校に本件事案について申し出た内容及びそれに対するA教諭の認否、A教諭の説明並びにD児童支援専任教諭からの聞き取り内容が表形式で記載されている。また表の欄外にもD児童支援専任教諭からの聞き取り内容が記載されている。

- (ウ) 個人情報3、個人情報7、個人情報20及び個人情報21は、本件事案に関してA教諭から聞き取りを行った記録であり、実施機関の質問とそれに対するA教諭の回答がそのまま記載されている。
- (エ) 個人情報4は、本件事案に関してA教諭から聞き取りを行った内容を基に審査請求人の保護者の主張とA教諭の説明とを対比させた文書であり、本件事案に関連する月日、時間及び場所、審査請求人の保護者の主張並びにA教諭の説明が表形式で記載されている。
- (オ) 個人情報5及び個人情報17は、本件事案に関して特定学年特定組2の担任であるE教諭から聞き取りを行った記録であり、質問とそれに対するE教諭の回答が質問項目ごとに記載されている。
- (カ) 個人情報6及び個人情報19は、本件事案に関して特定学年特定組3の担任であるF教諭から聞き取りを行った記録であり、質問とそれに対するF教諭の回答が質問項目ごとに記載されている。
- (キ) 個人情報8は、本件事案に係る審査請求人の保護者の主張に対するA教諭の説明をまとめた文書であり、本件事案の発生した月日、時間及び場所並びにA教諭の説明が表形式で記載されている。
- (ク) 個人情報9は、本件事案に関してA教諭及び特定学年特定組1の保護者から聞き取りを行った内容を基に審査請求人の保護者の主張、A教諭の説明、特定学年特定組1の保護者の回答、これらを踏まえた学校の見解を対比させた文書であり、本件事案に関連する月日、時間及び場所、審査請求人の保護者が学校に本件事案について申し出た内容及びそれに対するA教諭の認否、A教諭の説明、特定学年特定組1保護者からの聞き取り内容並びに学校の見解が表形式で記載されている。
- (ケ) 個人情報10は、A教諭の指導をめぐる横浜市立特定小学校と審査請求人の保護者のやり取りに係る審査請求人の保護者側の記録及び学校側の記録並びにそれに対する学校の見解を対比させた文書であり、審査請求人の保護者と学校とのやり取りに係る月日、連絡方法、時間及び話した相手、保護者と学校のやり取り（保護者の記

録) 及びそれに対する学校の認否、保護者と学校のやり取り (学校の記録) 並びに学校の見解・背景等が表形式で記載されている。

- (ロ) 個人情報11は、B校長がA教諭に聞き取りを実施するに当たり作成したメモであり、B校長がA教諭に質問する内容及び話す内容のまとめが記載されている。
- (ハ) 個人情報12は、B校長が本件事案に関してA教諭から聞き取った内容及びB校長自身の行動等について記録したメモである。
- (ニ) 個人情報13は、B校長が本件事案に関して審査請求人の保護者及びGスクールソーシャルワーカー (SSW) から聞き取った内容を記録したメモである。
- (ホ) 個人情報14は、B校長が本件事案に関して特定学年特定組1の保護者から聞き取りを行うに当たり、調査方法、調査内容等を確認するため、あらかじめ作成した文書である。
- (ヘ) 個人情報15は、特定学年特定組1の保護者からの聞き取り内容をまとめた文書であり、学校がどのような事項について質問をしたのかを記載した部分、調査の時期及び方法、調査をした者並びに場所を記載した部分並びに各保護者の質問に対する回答を整理して表形式で記載した部分で構成されている。
- (ヘ) 個人情報16は、個人情報15の内容について、B校長がD児童支援専任教諭から聞き取りを行った記録である。
- (ト) 個人情報18は、本件事案に関してH副校長から聞き取りを行った記録であり、質問とそれに対するH副校長の回答が質問項目ごとに記載されている。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、別表2の「実施機関が非開示とした部分」欄に記載の非開示部分1から非開示部分14までの情報 (以下「本件非開示情報」という。) について、条例第22条第3号及び第7号に該当するとして非開示としている。

そこで以下においては、まず本件非開示情報の条例第22条第7号の該当性を検討し、次に同条同号に該当しないと判断される部分について同条3号の該当性を判断する。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、本件非開示情報について本号柱書に該当すると主張しているため、令和3年8月25日に実施機関から事情聴取を行ったほか、不明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 非開示部分1及び非開示部分5から非開示部分8までが開示されることを意識すると、聞き取り対象者が、児童、保護者又は他の教諭等との関係性を考慮し、率直な意見を述べることをちゅうちょして当たり障りのない説明をすることが考えられる。そうすると、今後の同種の事務において様々な角度から案件に係る意見を集めて案件の実態を把握するという調査の目的が達成できなくなるおそれがある。

(イ) 非開示部分2から非開示部分4までには、A教諭から聞き取りを行った際の具体的なやり取りやA教諭の率直な意見が述べられている。このような情報が開示されることとなれば、聞き取りの内容の全てが児童に明らかになることで、児童、保護者又は他の教諭等との関係性を考慮し、率直な意見を述べることをちゅうちょして当たり障りのない説明をすることが考えられる。そうすると、今後の同種の事務において正確な実態把握ができなくなり、適切な対応に支障を及ぼすおそれがある。

また、非開示部分3及び非開示部分4は、非開示部分2と異なり説明の内容を加工して表にまとめたものではあるが、A教諭の説明内容がそのまま記載されていることに変わりはなく、ここにはA教諭の率直な意見・思いが述べられているため、非開示部分2と同等の情報であると考えている。

(ウ) 非開示部分9及び非開示部分10は、横浜市立特定小学校が調査の途中段階で作成したものである。その内容については、事実関係の確認が不十分な時点での内容と解されるものもあり、これらを開示することは、誤解や憶測を招くことにつながるとともに周囲からの様々な意見が生じる可能性がある。そうすると、関係者が率直な意見を述べることをちゅうちょして当たり障りのない説明をすることが考えられ、実態把握ができなくなり、それによって、今後の同種の事務において適切な対応に支障を及ぼすおそれがある。

(エ) 非開示部分11から非開示部分13までは、B校長が調査の途中段階で作成した調査の手法であり、これらを開示することは、誤解や憶測を招くことにつながるとともに周囲からの様々な意見が生じる可能性がある。そうすると、正確な事態把握ができなくなり、それによって、今後の同種の事務において適切な対応に支障を及ぼす

おそれがある。

- (カ) 非開示部分14には、学校と審査請求人の保護者との具体的なやり取りや審査請求人の保護者の要望・意見などが記載されており、その内容を審査請求人は知らないため、開示することによって、審査請求人の保護者の思いや学校の思いをありのままに知ることとなり、それらの思いと審査請求人の思いに相違があった場合に、今後の家庭での支援、学校での支援において支障を及ぼすおそれがある。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 当審査会が見分したところ、非開示部分1は、聞き取り対象者が第三者の立場で見聞きした内容について推測等を交えて陳述しているものであった。これらが児童に開示されることを聞き取り対象者が意識すると、児童、保護者又は他の教諭等との関係性を考慮し、率直な意見を述べることをちゅうちょし当たり障りのない陳述をするようになり、今後の同種の事務において様々な角度から案件に係る意見や陳述を集めて案件の実態を把握するという事務の目的が達成できなくなるおそれがあると認められる。

したがって、非開示部分1は、開示することにより、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報といえるため、本号柱書に該当する。

- (イ) 当審査会が見分したところ、非開示部分2には、A教諭から聞き取りをした際の具体的なやり取りやA教諭が説明した内容がありのままに記載されていた。このような聞き取りの内容の全てが児童に開示されることを聞き取り対象者が意識すれば、児童、保護者又は他の教諭等との関係性を考慮し、聞き取り対象者が率直な意見や正確な事実を述べることをちゅうちょする可能性は否定できず、今後の同種の事務において率直な意見や正確な事実を把握することができなくなるおそれがあると認められる。

したがって、非開示部分2は、開示することにより、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報といえるため、本号柱書に該当する。

- (ウ) 当審査会が見分したところ、非開示部分3及び非開示部分4は、非開示部分2の内容を審査請求人の保護者が学校に本件事案について申し出た内容に対比するように加工して表形式にまとめたものであり、聞き取りをした際の具体的なやり取りやA教諭のありのままの陳述内容が逐語的に記載されているわけではなく、情報の取

捨選択がされているものであった。

そして、その内容は審査請求人の保護者が学校に本件事案について申し出た内容と当該教諭の認識した事実を対比するために、本件事案に係る事実関係を抜き出したに過ぎないものであり、本件事案の当事者であるA教諭に対しては自らの職務行為に対する公務員としての説明責任の要請があることを踏まえれば、開示されることを意識したとしても発言をちゅうちょするような内容ではなく、開示することによって今後の同種の事務において率直な意見や正確な事実を把握することができなくなるおそれがあるとは認められない。

したがって、非開示部分3及び非開示部分4は、本号柱書に該当しない。

- (エ) 当審査会が見分したところ、非開示部分5及び非開示部分7は、開示すると誰の回答であるかが審査請求人に明らかになる情報であった。そうであれば、これを開示することは、聞き取り対象者が、自身が回答した内容を児童に開示されることを意識することにつながり、児童、保護者又は学校関係者との関係性を考慮し、率直な意見を述べることをちゅうちょし当たり障りのない回答をするようになり、今後の同種の事務において様々な角度から案件に係る意見や回答を集めて案件の実態を把握するという事務の目的が達成できなくなるおそれがあると認められる。

したがって、非開示部分5及び非開示部分7は、開示することにより、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報といえるため、本号柱書に該当する。

- (カ) 当審査会が見分したところ、非開示部分6及び非開示部分8は、これを開示したとしても誰がその回答をしたか審査請求人に明らかになる情報ではなく、開示することにより回答をちゅうちょするおそれのある情報とは認められなかった。

したがって、非開示部分6及び非開示部分8は、開示することにより、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報といえず、本号柱書に該当しない。

- (ク) 当審査会が見分したところ、非開示部分9及び非開示部分10は、関係者から聞き取った内容及びそれに対する横浜市立特定小学校の評価並びに審査請求人の学校生活を踏まえた横浜市立特定小学校の事実認定が記載されていた。これらは児童に開示したとしても、聞き取り内容の全てが明らかになるわけではなく、聞き取り対象

者が児童に開示されることを意識して、率直な意見を述べることをちゅうちょし当たり障りのない陳述をするようになるまでとはいえない。

実施機関は、非開示部分9及び非開示部分10は、調査の途中段階で作成したものであり、これを開示することは、誤解や憶測を招くことにつながる旨主張する。確かに調査の途中段階の内容を開示することは誤解や憶測を招くおそれがあるといえるが、その内容が最終的な調査結果である体罰に関する報告書と大きく相違するものでないこと、実施機関には本件事案に関する説明責任があることを踏まえれば、そのおそれは条例の求める法的保護に値する蓋然性があるものとは認められない。

したがって、非開示部分9及び非開示部分10は、開示することにより、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とまでとはいえないため、本号柱書に該当しない。

- (キ) 当審査会が見分したところ、非開示部分11から非開示部分13までには、本件事案のような案件において通常行うであろう調査方法、質問項目及び行動が記載されているに過ぎなかった。

したがって、これを開示したとしても、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは認められないため、非開示部分11から非開示部分13までは、本号柱書に該当しない。

- (ク) 当審査会が見分したところ、非開示部分14は、審査請求人の知るところではない横浜市立特定小学校と審査請求人の保護者との具体的なやり取りや審査請求人の保護者の要望・意見であった。これを開示すると、審査請求人と審査請求人の保護者又は学校の考えに相違があった場合に、それぞれの関係性が損なわれ、今後の学校の支援に支障を及ぼすおそれが生じる可能性は否定できない。

したがって、非開示部分14は、開示することにより、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報といえるため、本号柱書に該当する。

(4) 条例第22条第3号の該当性について

- ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」につい

ては、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを、また、本号ただし書ウでは、「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 本件非開示情報のうち、上記(3)において条例第22条第7号には該当しないと判断した非開示情報3、非開示情報4、非開示情報6及び非開示情報8から非開示情報13までの本号該当性について、以下検討する。

(ア) 非開示部分3、非開示部分9及び非開示部分11は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。

したがって、非開示部分3、非開示部分9及び非開示部分11は、本号本文に該当する。また、非開示部分3、非開示部分9及び非開示部分11は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(イ) 非開示部分4は、本件事案に関するA教諭に係る情報である。したがって、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。次に、本号ただし書について検討すると、非開示部分4は、公務員等の職務遂行の内容に係る情報であることから、本号ただし書ウに該当する。

(ウ) 非開示部分6は、審査請求人以外の特定学年特定組1の児童及びその保護者の情報であり本人開示請求者以外の個人に関する情報に該当するが、上記(3)ウ(エ)で条例第22条第7号に該当すると判断した非開示部分5と照合しなければ本人開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報ではないため、本号本文に該当しない。

(エ) 非開示部分8は、学校が質問した事項に係る情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報ではないため、本号本文に該当しない。

(オ) 非開示部分10は、学校の本件事案に対する認識等について記載した情報であり、

本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報ではないため、本号本文に該当しない。

(カ) 非開示部分12は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。次に、本号ただし書について検討すると、当該情報は、公務員の氏名であるが、当該公務員の氏名は慣行として公になっている情報とは認められず、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(キ) 非開示部分13は、本件事案に関するB校長に係る情報である。したがって、非開示部分13は、本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。次に、本号ただし書について検討すると、非開示部分13は、公務員等の職務遂行の内容に係る情報であることから、本号ただし書ウに該当する。

(5) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報をもとに条例第22条第3号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、非開示部分4、非開示部分6、非開示部分8、非開示部分10及び非開示部分13を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 西川佳代

別表 1 保有個人情報

特定年月日 1 SCへの聞き取り	個人情報 1
特定年月日 2 横浜市立特定小学校専任への聞き取り結果	個人情報 2
特定年月日 3 A教諭への聞き取り記録	個人情報 3
特定年月日 4印刷 保護者とA教諭調査結果	個人情報 4
特定年月日 5 横浜市立特定小学校旧特定学年特定組 2・特定学年特定組 3の担任に対する聞き取り記録	個人情報 5
特定年月日 5 横浜市立特定小学校旧特定学年特定組 2の担任に対する聞き取り記録	個人情報 6
特定年月日 6 A教諭聞き取り記録	個人情報 7
特定年月日 7 当該児童に関する事でA教諭から聞き取った内容	個人情報 8
特定月日 1 第 1 回聞き取り	個人情報 9
特定月日 2 第 2 回聞き取り (A教諭の指導をめぐる学校と保護者のやり取り対応表)	個人情報10
校長がA教諭から聞きとった内容	個人情報11
校長のメモ (特定年月日 8、特定月日 3、特定月日 4)	個人情報12
校長のメモ (特定年月日 9、特定日 1、特定日 2、特定日 3、特定日 4、特定月日 5、特定月日 6、特定月日 7)	個人情報13
当該児童に関するA教諭の指導上の課題に関する聞き取り調査について	個人情報14
保護者への聞き取り内容のまとめ	個人情報15
D児童支援専任教諭から	個人情報16
特定月日 8 E教諭からの聞き取り	個人情報17
特定月日 9 G副校長からの聞き取り	個人情報18
特定月日 9 F教諭からの聞き取り	個人情報19
特定月日10第 3 回聞き取り	個人情報20
特定月日11第 4 回聞き取り	個人情報21

別表2 保有個人情報のうち実施機関が非開示とした部分

保有個人情報	実施機関が非開示とした部分		
個人情報1 個人情報2 個人情報5 個人情報6 個人情報13 個人情報16 個人情報17 個人情報18 個人情報19	Cスクールカウンセラー、D児童支援専任教諭、E教諭、F教諭、Gスクールソーシャルワーカー及びH副校長からの聞き取り内容	非開示部分1	
個人情報3 個人情報7 個人情報12 個人情報20 個人情報21	A教諭から聞き取った内容がそのまま記載されている部分	非開示部分2	
個人情報2 個人情報4 個人情報8 個人情報9	A教諭から聞き取った内容を加工してまとめた部分及び審査請求人の保護者が学校に本件事案について申し出た内容に対するA教諭の認否	審査請求人の保護者並びに審査請求人以外の特定学年特定組1の児童及びその保護者に係る情報	非開示部分3
		A教諭に係る情報	非開示部分4
個人情報9 個人情報15	旧特定学年1特定組1保護者の聞き取り	個人情報9の特定学年1特定組1の保護者のイニシャル及び誰が発言したか容易に推測できる記述	非開示部分5
		個人情報9の上記以外の部分	非開示部分6
		個人情報15の調査の時期、調査の方法、調査をした者及び場所を記載した部分並びに各保護者の質問に対する回答を整理して表形式で記載した部分	非開示部分7
		個人情報15の上記以外の部分	非開示部分8
個人情報9 個人情報10	横浜市立特定小学校の見解、認・否・不明、背景及び記録	審査請求人の保護者並びに審査請求人以外の特定学年特定組1の児童及びその保護者に係る情報	非開示部分9

		上記以外の部分	非開示部分10
個人情報11	B校長が聞き取り調査を行うに当たって作成した調査方法及び質問内容並びに自身の行動について記したメモ	審査請求人の保護者に係る情報	非開示部分11
個人情報12		警察職員の氏名	非開示部分12
個人情報14		上記以外の部分	非開示部分13
個人情報13	審査請求人の保護者からの聞き取り内容		非開示部分14

別表3 非開示部分のうち開示すべき部分

保有個人情報	実施機関が非開示とした部分	ページ	該当箇所	開示すべき部分
個人情報2	非開示部分4	1 ページ	表の認否欄	全て
			表の当該教諭証言欄1 段目	1 行目の1 文字目から5 行目の19文字目まで
			表の当該教諭証言欄2 段目及び3 段目	全て
			表の当該教諭証言欄4 段目	4 行目の18文字目から7 行目の行末まで及び10行目の9 文字目から16行目の17文字目まで
		2 ページ	表の認否欄	全て
			表の当該教諭証言欄1 段目	1 行目の1 文字目から2 行目の9 文字目まで
			表の当該教諭証言欄3 段目	1 行目の1 文字目から3 行目の4 文字目まで、3 行目の12 文字目から4 行目の4 文字目まで及び6 行目から10行目までの全て
			表の当該教諭証言欄4 段目から7 段目まで	全て
		3 ページ	表の認否欄	全て
			表の当該教諭証言欄1 段目から5 段目まで	全て
			表の当該教諭証言欄6 段目	1 行目の1 文字目から5 行目の12文字目まで

			表の当該教諭証言欄 7 段目	全て		
			表の当該教諭証言欄 8 段目	1 行目の 1 文字目から 2 行目の 17文字目まで		
			表の当該教諭証言欄 9 段目	全て		
		4 ページ		表の認否欄	全て	
				表の当該教諭証言欄 1 段目	全て	
				表の当該教諭証言欄 2 段目	1 行目及び 2 行目の全て	
				表の当該教諭証言欄 3 段目	全て	
				表の当該教諭証言欄 4 段目	1 行目の 1 文字目から 12 行目の行末まで及び 14 行目の 11 文字目から 24 行目の行末まで	
				表の当該教諭証言欄 5 段目	全て	
				表の当該教諭証言欄 6 段目	2 行目の 16 文字目から 8 行目の行末まで	
		個人情報 4	非開示部分 4	1 ページ	表の A 教諭欄	全て
				2 ページ	表の A 教諭欄	全て
				3 ページ	表の A 教諭欄 2 段目	1 行目の 1 文字目から 2 行目の 3 文字目まで
表の A 教諭欄 3 段目	1 行目の 1 文字目から 2 行目の 9 文字目まで及び 5 行目の					

				12文字目から6行目の行末まで
		6ページ	表のA教諭欄5段目	全て
個人情報8	非開示部分4	1ページ	表のA教諭の主張欄1段目から4段目まで	全て
			表のA教諭の主張欄5段目	1文字目から21文字目まで
		2ページ	表のA教諭の主張欄1段目	1行目の1文字目から27文字目まで及び3行目の9文字目から行末まで
			表のA教諭の主張欄2段目	1行目の1文字目から2行目の19文字目まで、7行目の24文字目から9行目の行末まで及び15行目の7文字目から17行目の行末まで
			表のA教諭の主張欄3段目	全て
			表のA教諭欄1段目	1行目の1文字目から2行目の15文字目まで、2行目の23文字目から3行目の33文字目まで及び4行目の42文字目から7行目の行末まで
		3ページ	表のA教諭欄1段目から7段目まで	全て
			表のA教諭欄8段目	1行目の1文字目から5行目の2文字目まで
			表のA教諭欄9段目及び10段目	全て
		個人情報9	非開示部分4	1ページ

	表の当該教諭証言欄 1 段目	1 行目の 1 文字目から 5 行目の 19 文字目まで
	表の当該教諭証言欄 2 段目及び 3 段目	全て
2 ページ	表の認否欄	全て
	表の当該教諭証言欄 1 段目	4 行目の 18 文字目から 7 行目の行末まで及び 9 行目の 18 文字目から 16 行目の 20 文字目まで
	表の当該教諭証言欄 2 段目	1 行目の 1 文字目から 2 行目の 9 文字目まで
	表の当該教諭証言欄 3 段目	全て
3 ページ	表の認否欄	全て
	表の当該教諭証言欄 1 段目	1 行目の 1 文字目から 3 行目の 4 文字目まで、3 行目の 12 文字目から 4 行目の 4 文字目まで及び 6 行目の 3 文字目から 10 行目の行末まで
	表の当該教諭証言欄 2 段目	全て
	表の当該教諭証言欄 3 段目	1 行目の 1 文字目から 6 行目の 10 文字目まで
	表の当該教諭証言欄 4 段目から 6 段目まで	全て
4 ページ	表の認否欄	全て
	表の当該教諭証言欄 1 段目	全て

		段目から4 段目まで	
		表の当該教 諭証言欄5 段目	1行目の1文字目から5行目 の12文字目まで
		表の当該教 諭証言欄6 段目	1行目の1文字目から2行目 の18文字目まで
		表の当該教 諭証言欄7 段目	全て
	5 ページ	表の認否欄	全て
		表の当該教 諭証言欄	1行目の1文字目から12行目 の行末まで及び14行目の11文 字目から24行目の行末まで
	6 ページ	表の認否欄	全て
		表の当該教 諭証言欄1 段目及び2 段目	全て
		表の当該教 諭証言欄3 段目	1行目の1文字目から2行目 の21文字目まで
		表の当該教 諭証言欄4 段目及び5 段目	全て
		表の当該教 諭証言欄6 段目	2行目の16文字目から8行目 の行末まで
非開示部分6	1 ページ	表の旧特定 学年1 特定 組1 保護者 からの聞き 取り欄1 段 目	1行目の全て、3行目の1文 字目から4文字目まで及び3 行目の9文字目から5行目の 行末まで
		表の旧特定 学年1 特定	全て

		組1 保護者からの聞き取り欄2 段目	
	2 ページ	表の旧特定学年1 特定組1 保護者からの聞き取り欄1 段目	1 行目の全て及び3 行目から9 行目までの全て
		表の旧特定学年1 特定組1 保護者からの聞き取り欄2 段目	1 行目の全て、3 行目の1 文字目から6 行目の19文字目まで及び7 行目の20文字目から9 行目の行末まで
非開示部分10	1 ページ	表の学校の見解欄1 段目及び2 段目	全て
		表の学校の見解欄3 段目	1 行目の1 文字目から3 文字目まで及び1 行目の11文字目から15行目の行末まで
	2 ページ	表の学校の見解欄1 段目	1 行目の5 文字目から9 行目の3 文字目まで及び10 行目の18 文字目から15 行目の行末まで
		表の学校の見解欄2 段目	1 行目の1 文字目から5 行目の9 文字目まで及び5 行目の14文字目から19行目の行末まで
	3 ページ	表の学校の見解欄	全て
	4 ページ	表の学校の見解欄1 段目及び2 段目	全て
	5 ページ	表の学校の見解欄	全て

		6 ページ	表の学校の見解欄 1 段目から 3 段目まで	全て
			表の学校の見解欄 4 段目	2 行目の 14 文字目から 6 行目の 14 文字目まで
個人情報10	非開示部分10	1 ページ	表の認・否・不明欄	全て
			学校の見解・背景等欄 1 段目	1 行目の 1 文字目から 3 行目の 8 文字目まで及び 3 行目の 16 文字目から 11 行目の行末まで
			学校の見解・背景等欄 4 段目	2 行目の 13 文字目から 13 行目の行末まで
			学校の見解・背景等欄 5 段目から 7 段目まで	全て
		2 ページ	表の認・否・不明欄	全て
			学校の見解・背景等欄 1 段目及び 3 段目	全て
			学校の見解・背景等欄 5 段目	1 行目の 1 文字目から 7 行目の 2 文字目まで
		3 ページ	表の認・否・不明欄	全て
			学校の見解・背景等欄 4 段目	全て
		4 ページ	表の認・否・不明欄	全て

		5 ページ	表の認・ 否・不明欄	全て
			学校の見 解・背景等 欄1段目	5行目から12行目までの全て
			学校の見 解・背景等 欄5段目	全て
		6 ページ	表の認・ 否・不明欄	全て
個人情報11	非開示部分13	1 ページ	A教諭の動 き	全て
			A教諭に話 すこと	1行目の全て、3行目の18文字目から8行目の17文字目まで及び9行目の3文字目から14行目の行末まで
個人情報12	非開示部分13	2 ページ	-	1行目の全て、7行目の5文字目から12文字目まで及び7行目の17文字目から8行目の行末まで
個人情報14	非開示部分13	1 ページ	-	5行目の全て、6行目の27文字目から11行目の行末まで、13行目の1文字目から22行目の15文字目まで及び22行目の38文字目から34行目の39文字目まで
		2 ページ	-	1行目の18文字目から7行目の行末まで
個人情報15	非開示部分8	1 ページ	-	6行目から8行目までの全て

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。表及び空白は、行数又は文字数に数えないものとする。見え消し線等で消した文字は1文字と数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり初め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 1 月 23 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 2 月 20 日 (第256回第三部会) 令和 2 年 2 月 25 日 (第336回第一部会) 令和 2 年 2 月 28 日 (第375回第二部会)	・ 諮問の報告
令和 2 年 3 月 4 日	・ 審査請求人から意見書を受理 ・ 実施機関から反論書の写しを受理
令和 3 年 4 月 28 日 (第397回第二部会)	・ 審議
令和 3 年 5 月 19 日 (第398回第二部会)	・ 審議
令和 3 年 6 月 9 日 (第399回第二部会)	・ 審議
令和 3 年 6 月 23 日 (第400回第二部会)	・ 審議
令和 3 年 7 月 14 日 (第401回第二部会)	・ 審議
令和 3 年 7 月 28 日 (第402回第二部会)	・ 審議
令和 3 年 8 月 25 日 (第403回第二部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
令和 3 年 9 月 8 日 (第404回第二部会)	・ 審議
令和 3 年 9 月 22 日 (第405回第二部会)	・ 審議
令和 3 年 10 月 13 日 (第406回第二部会)	・ 審議
令和 3 年 10 月 27 日 (第407回第二部会)	・ 審議